

## 児童扶養手当の現況届を忘れずにご提出ください

児童扶養手当を受けている方（全部支給停止の方も含む）は、毎年8月に、所得や養育状況、児童の状況などを確認するために「現況届」を提出する必要があります。

現況届を提出しない場合は、11月分以降の手当が受けられなくなります。また、2年間提出しない場合は、受給資格を失いますのでご注意ください。

**提出期限** 8月31日(月) \*現況届は8月上旬に送付する予定です。期限までに提出してください。

**提出先** 子育て支援課または各支所 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）

**問合せ** 子育て支援課 内線 478

### 児童扶養手当とは

父母の離婚などによる、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

#### 所得制限

本人及び配偶者、扶養義務者（同居の親族）の前年中の所得が一定以上ある場合には、手当額が制限されま  
す(下表②参照)。

#### 公的年金を受給している方

受給者や対象児童が公的年金を受給している場合には、手当額から年金額を差し引いた額が支給されます。

#### ①児童扶養手当の支給額

対象児童数	全額支給される場合	一部支給が制限される場合
1人	月額 43,160 円	月額 43,150 円～ 10,180 円
2人	上記に 10,190 円加算	上記に 10,180 円～ 5,100 円加算
3人目以降	児童1人につき 6,110 円加算	児童1人につき 6,100 円～ 3,060 円加算

\*一部支給が制限される場合の手当額は、受給者本人の所得に応じた額となります。

\*この手当で「児童」とは、満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの方です。

#### ②所得制限 限度額表

扶養人数	受給者本人の所得限度額（年額）		配偶者・扶養義務者等の所得限度額（年額）
	全額支給	一部支給	全額支給
0人	490,000 円	1,920,000 円	2,360,000 円
1人	870,000 円	2,300,000 円	2,740,000 円
2人	1,250,000 円	2,680,000 円	3,120,000 円
3人	1,630,000 円	3,060,000 円	3,500,000 円
4人	2,010,000 円	3,440,000 円	3,880,000 円

\*受給者及び児童が受けとった養育費があれば、その額のうち8割が所得として扱われます。

\*扶養人数が1人増えるごとに、限度額は380,000円加算されます。

\*扶養義務者とは、受給者と生計を同じくしている両親や兄弟姉妹などをいいます。

## 新型コロナウイルス感染症に係る支援制度

# ひとり親世帯に臨時特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、ひとり親世帯を支援するため、児童扶養手当を受給している世帯などへ臨時特別給付金を支給します。

給付金には、基本給付と追加給付があります。

### 申請方法

基本給付①：申請不要です。ただし、給付金を希望しない場合は、子育て支援課へご連絡ください。

基本給付②③、追加給付：申請が必要です。所定の申

請書に必要書類を添えて、子育て支援課に直接または郵送でご提出ください。

\*対象者によって必要書類が異なります。詳しくは市のホームページをご覧ください。子育て支援課にお問い合わせください。

**申請期間** 8月3日(月)～来年2月26日(金) 午前8時30分～午後5時15分 \*土・日曜日、祝日を除く。

**問合せ** 子育て支援課 内線 478

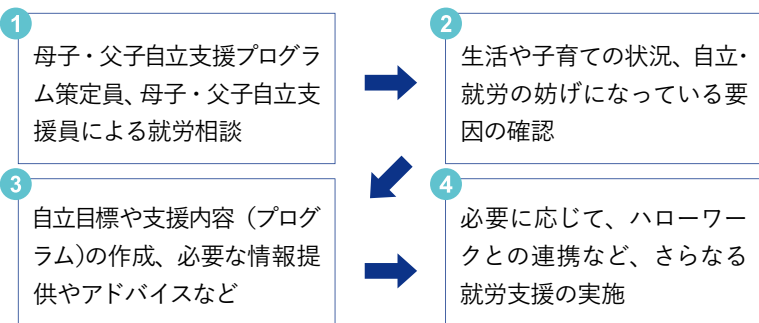
	対象者	給付額	給付日	支給方法	申請
基本給付	① 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方	1世帯 50,000円 第2子以降1人につき30,000円	8月6日(木) *対象者には、別途通知します(7月中旬予定)	児童扶養手当で指定している方法で支給します。	不要
	② 公的年金給付などを受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方 *児童扶養手当に係る所得制限限度額を下回る方に限ります。		8月下旬以降、随時	申請書で指定した方法で支給します。 *原則、指定の口座への振込	必要
	③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった方				
追加給付	上記①・②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少していると申し出があった方	1世帯 50,000円			

## 児童扶養手当を受給している方

# 就労支援を行っています

茨城県では、児童扶養手当を受給している皆さんの就労を支援するため、「母子・父子自立支援プログラム策定事業」を実施しています。母子・父子自立支援プログラム策定員などが、就労についてきめ細やかにサポートします。

### 【支援の流れ】



県や市では、児童扶養手当を受給している皆さんが安心して生活できるように、母子・父子自立支援プログラム策定事業のほか、さまざまな事業を行っていますので、お気軽にお問い合わせください。

**問合せ** 県北県民センター地域福祉室 TEL 80-3321